

事 案 調 書 (戦 略 会 議)

審議日 令和7 年 11 月 13 日

案 件 名	新たなアイススケート場の整備について						
所 管	市民	局 区		部	スポーツ施設	課 担当者	内線

事業概要

5月27日の戦略会議及び8月8日の調整会議を踏まえ、新たなアイススケート場の整備に向けて検討を進めてきた。
本市にはアイススケート場が必要であること、整備する場所を検討したため、新たなアイススケート場の整備について諮るもの。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	①民間活力を最大限に活用することを前提とした新たなアイススケート場を整備する。 ②整備地は、「相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエア」とする。
審議結果 (政策課記入)	○審議事項①:原案のとおり承認する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。 審議事項②:差し戻しとする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	本市に深く根付いたアイススケート文化及びシビックプライドの醸成が継続、進展する。 維持管理に係る市の財政負担の軽減					
	効果測定指標	新たな施設の整備			施策番号	31	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施 内容	庁内調整						
	調査結果報告書 公表	アドバイザー業務委託による 具体的な検討					
	公設民営の 方針決定	大規模 事業 評価					
	調査結果を踏まえ た検討の継続						
	候補地 検討						
		※銀河アリーナ 廃止(R9.3)					

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(費)			50,000						
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	50,000	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	50,000	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人)							
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A	1	1	1	1				
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	1	1	1	1	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○									
									
日程等 調整事項	条例等の調整	条例		議会提案時期			報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント	なし		時期			議会への情報提供	なし	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
決定会議(令和6年7月19日)									
関係課長打合せ会議 兼 検討会議(第1回)(令和6年10月29日)		調査業務委託による調査、検討及び庁内検討体制について ⇒ 承認							
関係課長打合せ会議 兼 検討会議(第2回)(令和6年12月25日)		調査の中間報告及び今後の検討について ⇒ 承認							
関係課長打合せ会議 兼 検討会議(第3回)(令和7年2月14日)		最終報告の素案及び今後の検討について ⇒ 承認							
関係課長打合せ会議 兼 検討会議(第4回)(令和7年3月28日)		最終報告及び市の対応方針について ⇒ 一部資料を修正した上で、調整会議に付議する。							
戦略会議(令和7年5月27日)		これまで培ってきたアイススケート文化を継承するため、調査の結果を踏まえ、民間事業者の活力を最大限活用した「公設民営」の方向性について検討する							
調整会議(令和7年8月8日)		民間活力を最大限活用して「公設民営」による新たなアイススケート場の整備について検討を進める。							
備考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済								

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.24	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。	
【審議事項①「民間活力を最大限に活用することを前提とした新たなアイススケート場を整備する。」について】		
○(アセットマネジメント推進課長)大規模事業評価の前からアドバイザー業務を行う流れで問題ないか。 →(スポーツ施設課長)アドバイザー業務の中で事業手法や施設の規模等を固めていくため、大規模事業評価の前から行う必要がある。 →(アセットマネジメント推進課長)事業手法についてPFIと負担付き寄附ではスケジュールに違いはあるか。 →(スポーツ施設課長)負担付き寄附の方が、議会に対する手続きの少なさや民間のスケジュール感で進めやすい点により供用開始までのスケジュールは短くなる可能性はあると考える。 ○(緑区役所区政策課長)今回策定する基本方針を基に整備を進めるとのことだが、他の施設整備において整備方針の段階で市民意見が入っているケースもある。本件について施設の必要性に関するアンケートは行っているが、施設に求める機能や施設規模等への市民意見聴取は行っていないと思われる。進め方に問題はないか。 →(スポーツ施設課長)設計に当たっては、スケート協会等の意見も随時聞いていく予定である。 →(緑区役所区政策課長)後々、市民意見も確認していくとのことだが、策定の段階で市民意見を聴かなくてよいのかといった話は今後議論になる可能性があると思う。 →(スポーツ施設課長)市民意見の観点では、銀河アリーナの改修検討の際などにも意見を伺っていることに加え、今回7月にもアンケート調査を行ったほか、スケート協会や事業者への意見も随時伺っている。今後も、設計段階の過程等で競技者や市民の方の意見を聴いていく予定である。 →(緑区役所区政策課長)例えば淵野辺のまちづくりや津久井の総合事務所等の他施設に比べて、そのようなプロセスが弱い印象を受けることは意見として申し上げる。 →(スポーツ施設課長)複合施設の整備等とは異なり、アイススケート場を整備するという目的は明確であるため、その他にどのような機能を付加するか等は事業者の視点で提案していただくことになろうかと思う。今後、アドバイザー業務の過程で市民や競技者の意見も伺っていくものと考ええる。 ○(財政課長)これまでの検討経過の確認であるが、アイススケート場の必要性自体はこれまでの庁議で認められているという理解でよいのか。 →(スポーツ施設課長)必要性は5月の戦略会議で認められたため、方向性の検討に入ることを承認いただいたものと考えている。 →(財政課長)7月のアンケート結果を受けて、市民意見を確認したうえで必要性を再確認したのが8月の調整会議という理解でよいのか。 →(スポーツ施設課長)そのとおり。 →(財政課長)必要性についてはその時点で完結しているが、実現可能性については、整備場所も決まっていないため、その点をより掘り下げて検討したという理解でよいのか。 →(スポーツ施設課長)そのとおり。整備を決定するには、整備場所も決まっておらず、その点で熟度が足りていなかった。 →(財政課長)今回、整備場所の優位性も確認できたため、整備について諮っているものと理解している。そうした経過が分かるように資料に盛り込んでいただきたい。 ○(政策課長)別紙の基本方針は、基本構想相当ということか。その場合、パブリックコメントは行う予定か。 →(スポーツ施設課長)基本構想に相当するものと考えているが、パブリックコメントは現状考えていない。なお、スポーツ審議会の学識経験者に意見を伺うことは考えている。また、基本計画策定時には、パブリックコメントを行う予定である。 →(政策課長)パブリックコメント手続きの基準によると、基本的な構想や計画整備方針を策定する場合は、パブリックコメントが必要とされているため、考え方を整理していただきたい。		
【審議事項②「整備地は、相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエアとする。」について】		
○(人事・給与課総括主幹)今回の提案では結果的には、淵野辺公園にある銀河アリーナと麻溝公園にあるスポーツスクエアが入れ替わるような印象をもった。淵野辺公園の場所でアイススケート場を建て替えることは困難であるのか。 →(スポーツ施設課長)淵野辺公園は国有地であり収益事業に制限がかかるため、民間活力を最大限に活用した整備には支障が出てくるものと考ええる。また、国有地では国との協議も必要になる中で時間もかかる。逆に、代替施設についてはあくまで今後の検討事項ではあるが、結果として銀河アリーナの跡地に人工芝グラウンドを作る場合はアイススケート場を整備することに比べて、国有地の活用面での支障は少ないものと考ええる。 ○(財政課長)国庫補助の返還が生じるとのことだが、概算の返還額は分かっているか。 →(スポーツ施設課長)今後、国と協議した中で決まってくるが、国庫の処分制限期間が30年、補助額の3分の2を想定して、全体で1億程度の国庫補助金に対し6,600万円程度の返還額を想定している。 →(財政課長)地方債の繰上償還についてはいかがか。 →(スポーツ施設課長)スポーツスクエアについては、償還期間が10年であるため、償還が終わっているか等について確認する。		
<<次ページあり>>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.24	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。	
<<つづき>>		
○(アセットマネジメント推進課長)今回、整備場所を公園内の特定の位置に絞り込んだ案として付議されているが、イベントの際に駐車場のキャパシティが不足するといった意見も挙がっていると承知しているが、そうした懸念点を更に検討するためにも、アドバイザー業務の中で民間の意見を聞きながら最適な候補地を決めるという方法もあるのではないかな。例えば、津久井総合事務所の整備案件では敷地内の建物配置については提案に任せる形で、基本計画を進めていくことを検討している。 →(スポーツ施設課長)そうした考え方もあると思うが、市の考えとして整備位置も含めて案を示していくことも必要であると考えている。 →(アセットマネジメント推進課長)場所を先に決める必要があることも分かるが、一方で最初から場所ありきで進めた場合に、後々決め方のプロセスに疑義が生じる懸念もある。 →(スポーツ施設課長)麻溝公園以外の公園は殆ど現実的でないと考えている。また、麻溝公園内の二つの場所のいずれかを選択する必要があるが、その場合は利用者への影響を重視する必要があると考えており、現在の整備案が最も優位性が高いと考えている。 →(アセットマネジメント推進課長)関係課長会議においても、例えばスポーツスクエアの横の駐車場の場所に整備してはどうかといった意見もあり、様々な案について検討の余地があるのではないかな。 →(スポーツ施設課長)駐車場については麻溝公園が候補地として優位であることの一つの要因として、相当程度の駐車台数が確保できるという点があるため、駐車場をなくして整備するということは考えられないのではないかなと思う。 ○(総務法制課長)ギオンスタジアムでホームタウンチームが試合をするときには第6駐車場を全て使用している。スケート場を設置した場合、休日に駐車場が使用できない状況が増えてくると思われるが、何か対策を考えているか。 →(スポーツ施設課長)第4駐車場を使用していただくのが基本になると思うが、駐車場のキャパシティといった話になると、公園全体で今後、どのように駐車場整備を検討していくかといったことであると思う。今回のスケート場の整備の中でそこまで話を広げるつもりはない。 →(総務法制課長)ホームタウンチームに意見を聴いているか。 →(スポーツ施設課長)まだ特段意見を聴く機会を設けてはいない。必要に応じて、今後意見聴取をしていく。 →(総務法制課長)仮にスクエアの場所に駐車場ができたときに、ホームタウンチームの試合を開催したとき、苦情の対応をするのはチームになるため、事前に意見を聴いておいたほうがよいと思う。 ○(マーケティング課長)本市のアイススケート文化の継承のためには、今回の資料にある規模や規格は必須と考えているか。最小規模で設置するという観点では、先程挙げた駐車場への整備等も選択肢に出てくる可能性があると考えている。 →(スポーツ施設課長)小学校のスケート教室や今までオリンピックが巣立ってきた教育環境等を維持する観点から今回挙げた規格や規模は必須であると考えている。 ○(政策課長)整備地の比較検討の考え方について、相模原北公園のデメリットに公共交通機関でのアクセスが挙げられているが、具体的にバス路線が少ないといった事情があるということか。 →(スポーツ施設課長)単に交通利便性が良くないといった理由である。 →(政策課長)そうした意味では、麻溝公園も交通利便性は差がないといえるのではないかな。具体的に差があるのであれば分かるように示していただきたい。また、公園内の整備場所の比較表においても、評価項目によって表記方法が統一されていない箇所が見受けられるため、恣意的な評価と受け取られることのないようにしていただきたい。 ○(政策課長)相模原北公園は周辺道路等の環境整備が必要となる可能性有とあるが、具体的にどのような整備が必要になるか。また、麻溝公園では整備が生じないのか。 →(スポーツ施設課長)麻溝公園では整備が必要になる可能性はない。相模原北公園はスポーツ広場への整備を想定しているが、接道関係や大型車両の進入の関係で、道路整備の可能性が生じると考えている。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.11.6	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【事業手法、スケジュール等について】		
○(政策部長)負担付き寄附について、寄附者の見込みはあるのか。 →(スポーツ施設課長)昨年度の調査結果で負担付き寄附も有望手法として挙がっており、見込があるといえる。負担付き寄附で調整している他自治体の事例もある。 ○(市長公室長)大規模事業評価は事業費が決まらない中でも実施できるのか。 →(スポーツ施設課長)確定した金額ではないが、アドバイザー業務の中で来年度早々に事業費を算出できると考えている。 →(市長公室長)基本計画において事業費が明確になるケースが多い。基本計画を作る前に大規模事業評価を行って、手戻りが生じないか。 →(スポーツ・文化担当部長)昨年度の調査費用32億円を基に精査するため、大規模事業評価の前であっても詳細な事業費を算出できる想定である。 →(市長公室長)基本構想において、32億円を基本事業費として審議事項とするのか。 →(スポーツ施設課長)事業費は今回の審議事項としない。基本計画の中で施設規模、事業手法を決めたうえで事業費を定める想定である。		
【地元調整等について】		
○(総務局長)麻溝地区の自治会連合会は当該施設に対して、どのような受け止めであるか。 →(スポーツ施設課長)地域振興に資する施設であるといった受け止めではあったが、地区全体のまちづくりとして示してほしいといった意見はあった。 ○(シビックプライド担当部長)スポーツスクエア横のジョギングコースでは、毎年3月に立教大学が主催するジョギング大会が開催されているが、主催者とは調整済であるか。 →(スポーツ施設課長)市陸上競技協会には事前に話を伺い、スポーツスクエアに整備する場合は、コースの変更や中止等が生じる可能性がある点をご理解いただいている状況である。		

令和7年11月13日
戦略会議

新たなアイススケート場の 整備について

市民局 スポーツ施設課



1 これまでの経緯

●令和5年3月 庁議（～戦略会議）

令和3年4月行財政構造改革プラン第1期において、銀河アリーナの公共サービスとしての必要性等を踏まえ「公の施設」としての廃止を含め検討を実施した結果、施設を維持するためには改修や維持管理に多額の費用が必要であり、アイススケート場を公の施設として継続することは困難であることから廃止を決定。しかし、令和4年1月に実施した「市民意向調査」の結果では、施設の維持を希望する意見が約6割を超えたことや、銀河アリーナの功績を踏まえると、一定の必要性が伺えることから、市民や利用者、オリンピックを目指すアスリートへの影響を考慮し利用料金を改定した上で、運営終了を令和8年度末まで延長し、運営終了後は公の施設としての設置は行わないが、民間アイススケート場の設置の可能性について検討を行うこととした。

●令和5年7月～11月 企業ヒアリング等の実施

行財政構造改革プラン第2期において「民設民営による施設整備の可能性」を検討するための調査内容の検討～予算要求

●令和6年5月～ 民間アイススケート場の視察、事業者ヒアリング等

●令和6年7月 庁議（～決定会議）

民間アイススケート場の実現可能性等調査の実施について（調査の目的、調査内容等）

●令和6年9月 民間アイススケート場実現可能性等調査業務委託契約（契約期間：令和6年9月～令和7年3月）

3者競合による受託者選定により、PwCアドバイザリー合同会社と契約締結。令和7年4月調査報告書の公表

●令和7年5月 庁議（～戦略会議）

民設民営のアイススケート場の実現は困難との調査結果から市の公費負担を伴わない民設民営による整備は断念したが、改めて本市のアイススケート文化の継承の必要性について整理し、アイススケート場の必要性が認められたことから、民間活力を最大限活用する前提で「公設民営」の方向性について検討。

●令和7年8月 庁議（～調整会議）

「公設民営」の方向性を検討するに当たり、市民等の意見を参考とするため、令和7年7月に「市民アンケート調査」及び「オープンハウス」を実施。公設民営による新たなアイススケート場の整備に対し、肯定的な意見が多数を占めた結果を受け、民意においてもアイススケート場の必要性の確認が取れたが、整備地など具体的な整備の可能性を検討する必要があることから、「公設民営」の整備に向け、整備地等の検討を開始。

2 本市におけるアイススケート場の必要性について

●本市のアイススケート文化

本市のアイススケート文化として、市内公立小学校が実施しているスケート教室は、昭和39年から続いている特色ある事業である。

●市内におけるアイススケートの競技力

(1) ショートトラック

銀河アリーナを拠点とする「相模原スピードスケートクラブ」は強豪クラブとして知られ、これまでにオリンピック選手のほか、世界大会に出場する選手を輩出し、現在は、小学1年生から30代前半まで40人ほどの選手が所属。

(2) アイスホッケー

アイスホッケーの競技団体も多く、銀河アリーナで活動している競技団体の約6割はアイスホッケー関連の団体であり、小学生から大人まで幅広い世代が活動している。

●令和7年7月実施の市民アンケート調査等の結果

「公設民営」の方向性を検討するに当たり、市民等の意見を参考とするため、令和7年7月に「市民アンケート調査」及び「オープンハウス」を実施。公設民営による新たなアイススケート場の整備に対し、肯定的な意見が多数を占めた結果となった。

	実施時期	対象者等	回答数
市民アンケート調査	令和7年7月1日～21日までの21日間	6歳以上の市内在住者を無作為で抽出した3,000名	654名 21.8%の回答率
小学生向けアンケート調査	令和7年7月1日～14日までの14日間	市内8校の小学5年生 約800名	774名 96.0%の回答率
オープンハウス型説明会	令和7年7月11日～13日までの3日間	JR相模原駅相模原イッツ3階エントランス アリオ橋本1階グリーンエレベータ前 相模大野駅ステーションスクエア3階アトリウム広場	回答総数 582名

●「さがみはら都市経営戦略(令和7年8月策定)」における次の「基本的な考え方」と「基本戦略」に合致する

基本的な考え方 「大都市としての役割・責任を果たしながら、不断の行財政改革を行うことで、自立的・効果的かつ持続可能な行政運営を推進し、都市や地域の活性化と魅力の向上に継続的に取り組む。」

基本戦略 「本市の成長・発展と市民が誇れる風格と魅力を備えた都市の実現」「大都市としての役割・責任を果たすための取組」

3 整備地の検討について

(1) 候補地の選定

「民間アイススケート場実現可能性等調査報告書」を参考に、候補地及び優先順位を整理し、上位の候補地から検討を進める。

(2) 整備地選定の考え方

- ①公園内の環境や面積等から設置可能な場所であること。
- ②できる限り早期にアイススケート場の供用開始ができること。
- ③候補地となる場所の既存の利用者や周辺環境等に与える影響が少ないこと。
- ④民間活力を最大限活用した整備が可能であること。

(3) 整備地の検討

以下の表のとおり、5か所の都市公園を検討した結果、相模原麻溝公園における整備の優位性が確認できた。

優先順位	検討候補地	メリット	デメリット
候補地 ①	相模原麻溝公園 (相模原ギオンスポーツスクエア) 相模原麻溝公園 (スポーツ広場) 所在地:南区麻溝台	・比較的、住宅地から離れているため騒音等の影響が少ない。 ・相模原ギオンスタジアム等、他のスポーツ施設や麻溝公園との相乗効果が見込める。	・土日やイベント時における駐車場不足の懸念 ・スポーツ広場等の利用者等の対応 ・公共交通機関でのアクセスに難あり
候補地 ②	相模原北公園 (スポーツ広場) 所在地:緑区下九沢	・比較的、住宅地から離れているため騒音等の影響が少ない。	・駐車場の確保が困難 ・公共交通機関でのアクセスに難あり ・大型バスの通行などで周辺道路等の環境整備が必要となる可能性有 ・スポーツ広場の利用者等の対応
候補地 ③	鹿沼公園 (旧軟式野球場) 所在地:中央区鹿沼台1丁目	・駅から近くアクセス性が良い	・淵野辺駅南口まちづくり事業との整合を図る必要があり、供用開始までに時間を要する ・住宅が多く近隣住民へ騒音等の影響大 ・駐車場の確保や大型バス等の出入りが困難
候補地 ④	淵野辺公園 (銀河アリーナ跡地) 所在地:中央区弥栄3丁目	・駐車場が確保されている	・都市計画法の法的要件や国有地における国との協議等から供用開始までに時間を要する ・既存建物の撤去について整理が必要、解体工事に時間を要する ・国有地のため収益事業等に制限がかかる可能性など不確定要素がある
候補地 ⑤	小山公園 (スポーツ広場) 所在地:中央区小山4丁目	・駅から近くアクセス性が良い	・都市公園法の面積要件から建築不可 ・都市計画法などの法的要件から供用開始までに時間を要する ・スポーツ広場の利用者等の対応

3 整備地の検討について

(4) 整備地における利用者等の意見聴取

優先順位①の相模原麻溝公園について、市スポーツ協会、麻溝地区自治会連合会等をはじめ、施設の利用者等に、新たなアイススケート場の整備地の考えを説明し影響等について確認。

いずれの団体も新たなアイススケート場を相模原麻溝公園に整備することに異論はないが、現在の活動が継続できるよう、**代替となる施設が必要との意見**があった。

【主な意見】

- ・ 公園駐車場が大会などのイベントと土日が重なると満車となり周辺道路が渋滞するため、駐車場の確保を検討してもらいたい。
- ・ 銀河アリーナがなくなるのであれば、代わりに跡地にはグラウンドを整備してもらいたい。
- ・ グラウンドについては、天然芝が理想ではあるが、人工芝でも利用に差し支えない。
- ・ ジョギングコースの改修が必要なのであれば、コース設定や利用できない期間を短くするなど、今後、工事の詳細について協会と具体的な協議をしてもらいたい。
- ・ 相模原ギオンスポーツスクエアを少年等の利用で行っているものは、相模原麻溝公園スポーツ広場で代替が可能であるが、スポーツ広場を利用しているものをスポーツスクエアで代替することは困難である。

ヒアリングを実施した利用団体等

団体名	対応者	実施日	場所
市スポーツ協会	事務局長 他2名	8月1日(金)11時～	市スポーツ協会 事務所
麻溝地区自治会連合会等	会長、副会長 他2名	8月19日(火)10時～	麻溝公民館 会議室
市陸上競技協会	会長、理事長 他1名	8月19日(火)16時～	ギオンスタジアム 会議室
市サッカー協会	会長及び副会長	8月22日(金)16時～	市スポーツ協会 事務所
市ラグビー協会	理事長	8月29日(金)16時～	市スポーツ協会 事務所
市スケート協会	会長、理事長	10月17日(金)11時～	市スポーツ協会 事務所

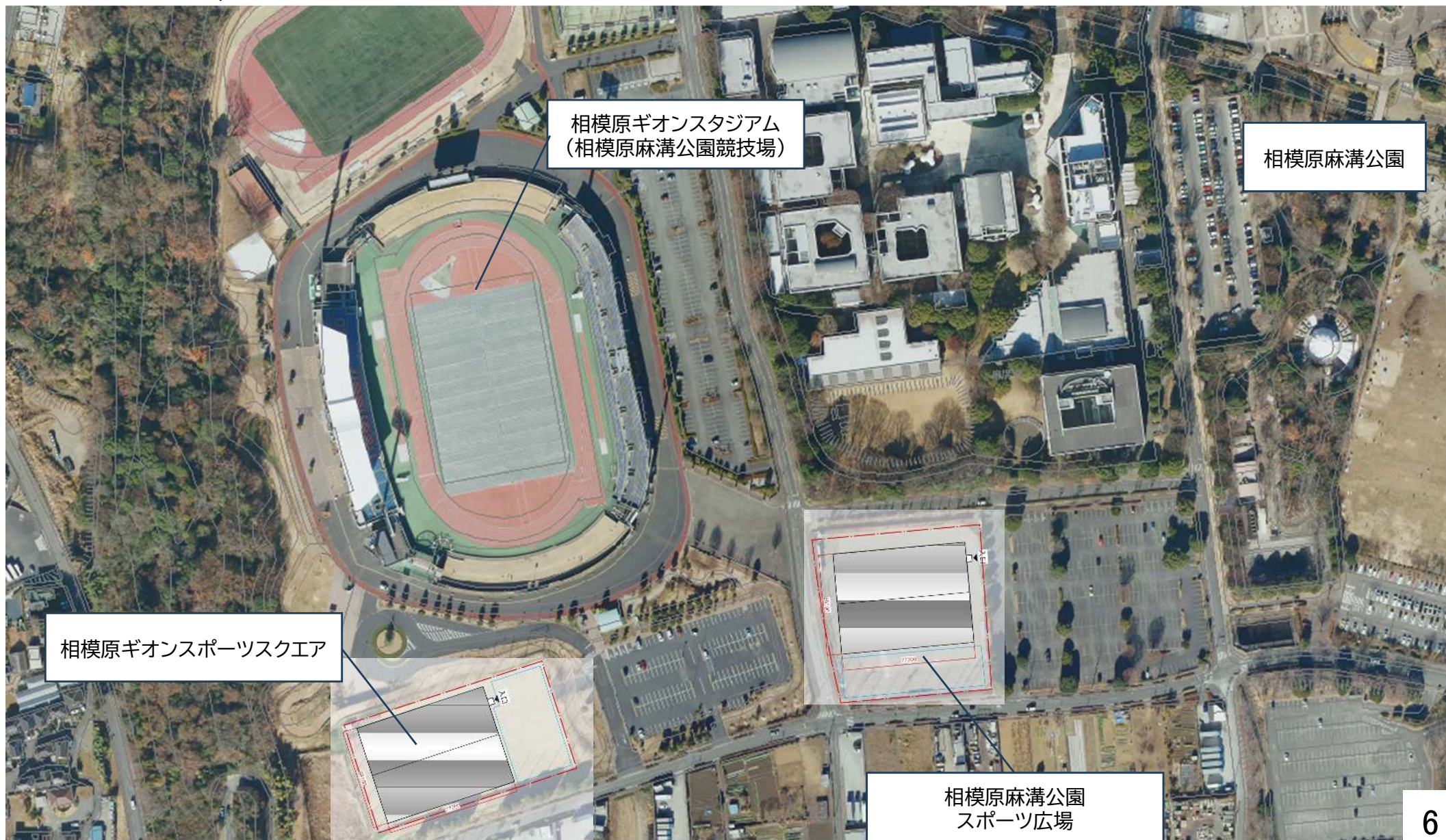
以上を踏まえ、本市にはアイススケート場が必要であり、整備する場所の目途が立ったことから、

審議事項① 民間活力を最大限に活用することを前提とした新たなアイススケート場を整備する。

4 相模原麻溝公園内の整備地の検討について

(1) 具体的な整備場所について(施設の形状、位置、広さについて)

優先順位①の相模原麻溝公園の優位性の確認が取れたことから、相模原麻溝公園での整備を念頭に具体的な整備に係る検討を行った。公園内の「相模原ギオンスポーツスクエア」と「スポーツ広場」の比較において、面積で約2,000㎡の差はあるが、どちらも施設の整備は問題ない。



4 相模原麻溝公園内の整備地の検討について

(2) 利用状況比較について

優先順位①の相模原麻溝公園において、「相模原ギオンスポーツスクエア」と「スポーツ広場」の利用状況を比較

- ・スポーツ広場の利用団体数は相模原ギオンスポーツスクエアの4倍以上
- ・相模原ギオンスポーツスクエアは芝の養生等で利用可能日数が圧倒的に少ない
(週1回以下の利用可能日が6か月もある。令和6年12月は利用実績がない)
- ・天然芝に比べ土グラウンドの方が競技種目の汎用性が高い



利用状況において影響が少ないのは **相模原ギオンスポーツスクエア**

	相模原ギオンスポーツスクエア	相模原麻溝公園 スポーツ広場
利用可能種目	少年サッカー、少年ラグビー	少年野球、サッカー ほか
面積	7,300㎡ 天然芝グラウンド	9,200㎡ 土グラウンド
利用時間	6:00~17:00	6:00~17:00
料金 2時間/コマ	4,100円	4,600円
利用可能日数(R6年度)	59日	休所日なし(365日)
利用件数(R6年度)	64件	297件
可能コマ数(R6年度)	233(約1日/週)	1,635
利用コマ数(R6年度)	215	479
利用率(R6年度)	92.3% (※)(13.1%)	29.3%
利用団体数(R6年度)	39団体(月平均 3団体)	182団体(月平均 15団体)
利用者数(R6年度)	13,591人	15,916人
主な利用団体	市スポーツ協会 市ラグビーフットボール協会 市サッカー協会 他	市スポーツ協会、市ペタンク協会、市サッカー協会、 市ゲートボール協会、市ラグビーフットボール協会、 私立高校サッカー部、公立高校サッカー部、 他

(※)ほぼ土日しか開放していないので利用率が高い。 スポーツ広場と同等の利用を可能とした場合の利用率

5 新たなアイススケート場整備による代替施設について

(1) 少年サッカー、少年ラグビーができる旧市域内のグラウンド

	相模原北公園 スポーツ 広場	内出公園 スポーツ 広場	三栗山 スポーツ 広場	小山公園 スポーツ 広場	スポーツ レクリ エーショ ンパーク 人工芝グ ラウンド	横山公園 人工芝グ ラウンド	緑が丘2丁 目公園ス ポーツ広 場	下溝古山 公園ス ポーツ 広場	麻溝公園 スポーツ 広場	新磯野 スポーツ 広場	深堀中央 公園ス ポーツ 広場	昭和橋 スポーツ 広場
所在地	緑区 下九沢	緑区 下九沢	緑区 小倉	中央区 小山	中央区 小山	中央区 横山	中央区 緑が丘	南区 下溝	南区 下溝	南区 新磯野	南区 上鶴間	南区 当麻
利用可能種 目	軟式野球、 サッカー	少年野球、 少年サッカー	軟式野球、 サッカー	軟式野球、 サッカー	サッカー、 ラグビー	サッカー、 ラグビー	少年野球、 サッカー	軟式野球、 サッカー	少年野球、 サッカー	少年野球、 少年サッカー	軟式野球、 サッカー	E面のみ 少年サッカー
面積	10,400㎡	5,000㎡	23,457㎡	9,300㎡	12,388㎡	13,800㎡	7,818㎡	11,000㎡	9,200㎡	8,800㎡	10,000㎡	53,156㎡
利用時間	6：00～ 21：30	6：00～ 17：00	6：00～ 17：00	6：00～ 21：30	8：30～ 20：30	8：30～ 21：30	6：00～ 17：00	6：00～ 21：30	6：00～ 17：00	6：00～ 17：00	6：00～ 21：30	6：00～ 17：00
料金 2H／コマ	全面 4,600円	500円	全面 1,000円	4,600円	全面 8,400円	全面 12,200円	500円	全面 1,000円	4,600円	500円	全面 1,000円	500円
可能コマ数 (R6)	5,701	1,780	5,138	2,212	2,746	2,118	1,739	4,944	1,635	1,701	4,877	8,433
利用コマ数 (R6)	1,795	410	1,255	1,228	2,012	1,304	343	1,454	479	201	2,162	2,465
利用率	31.5%	23.0%	24.4%	55.5%	73.3%	61.6%	19.7%	29.4%	29.3%	11.8%	44.3%	29.2%
利用団体数 (R6)	692	341	561	1,051	868	1,083	334	861	297	198	1,262	1,640
利用者数 (R6)	11,327	7,895	22,359	46,249	44,740	59,440	7,339	15,603	15,916	3,888	24,932	36,994

5 新たなアイススケート場整備による代替施設について

(2) 相模原麻溝公園に新たなアイススケート場を整備した際の代替施設について

① 相模原ギオンスポーツスクエアとスポーツ広場の施設の特徴

相模原ギオンスポーツスクエアは、グラウンドの広さから少年サッカーや少年ラグビーの利用で、大人のサッカーやラグビーには対応できない。また、野球など他の競技も実施不可である。

スポーツ広場は、相模原ギオンスポーツスクエアに比べ約2,000㎡面積が大きく、形状もほぼ正方形であることから、大人のサッカーやラグビーや野球などの他の競技も実施することが可能である。

② 相模原ギオンスポーツスクエアとスポーツ広場の利用について

相模原ギオンスポーツスクエアの利用者は、天然芝や人工芝の利用が必須でない場合には、スポーツ広場を代替利用することは可能である。

スポーツ広場の利用者は、大人のサッカーやラグビーの利用を相模原ギオンスポーツスクエアで代替利用することができず、野球などの他の競技で利用している団体も利用もできない。

③ 他のグラウンドの代替性について

旧市内のグラウンドについては、前ページに記載のとおり、南区内のグラウンドは相模原麻溝公園の相模原ギオンスポーツスクエア及びスポーツ広場だけが整備されたグラウンドである。(同公園内の相模原ギオンスタジアム及び相模原ギオンフィールドは陸上競技専用等で一般的な利用に制限がある。)

南区内の他のグラウンドは調整池や河川を活用しているものでグラウンドを精緻に整備できないこと、駐車場が必要最低限しか整備されていないことから相模原麻溝公園スポーツ広場で実施されている大会等のイベントの代替施設とはならない。

中央区には、小山公園スポーツ広場と人工芝グラウンドが整備されたグラウンドがあり、旧市の緑区では、北公園スポーツ広場が土の整備されたグラウンドがある。いずれも橋本駅周辺となるため、南区からは距離のある地区に代替となる。

相模原ギオンスポーツスクエアの利用者は、天然芝グラウンドの利用が必須ではなく、人工芝グラウンドでの代替も可能であり、代替施設の場所についても必ずしも南区であることは求められていない。

スポーツ広場の利用者は、競技の特性から人工芝などでは芝の長さにより制限がかかることから人工芝を必ずしも望んでおらず、また大会等の実施については、南区や駐車場が確保できるスポーツ広場を希望しているため、代替施設の場所などについても配慮が必要であるが、南区からは距離のある地区にしか代替施設が無い。



施設の代替性において影響が少ないのは **相模原ギオンスポーツスクエア**

6 整備地の法令等の整理について

(1) 法令等の整理(相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエア)

土地の整備に係る制限や法令等について確認

① 施設整備に国庫補助を活用(国庫4,750万円充当、他に県支出金と起債の充当あり)

- ・平成28年度に整備し、供用しているため、**処分制限期間内**である。※
- ・事業開始(施設の供用開始)から10年以上経過している交付金活用事業の処分については、他の自治体では多々あるケースであり、処分することが他の国庫補助に影響する事案はないことを確認済み。

② ジョギングコースの改修(国庫7,500万円充当あり)

- ・新たなアイススケート場の利用者の車両等の進入路がジョギングコースと交錯するため、安全確保のため一部、**コースの改修が必要**となる。(詳細は建物等の状況がある程度見えてから)
- ・平成26年度に整備し、供用しているため、**処分制限期間内**である。※①と同様

③ 建築基準法等の建築的な制限

- ・市街化調整区域内だが、都市公園法に基づく公園施設としての建築物であれば建築が可能である。
- ・相模原ギオンスポーツスクエアは、相模原ギオンスタジアムなど同一の建築計画の敷地により整備されており、接道の道路幅員(12m)、接道に接している部分の長さ(約750m)があり、敷地面積の容積率(80%)、建ぺい率(50%)のうち、どちらも10%未満である。
現在の建築面積は約1万1,000㎡、敷地面積が約13万㎡のため、想定している相模原ギオンスポーツスクエア内に整備しても**建ぺい率等の制限内で建築が可能**である。
- ・都市公園における法的要件についても、相模原麻溝公園の公園面積26万1,000㎡に対し、約1万1,000㎡が建築済み。現在、約5%の建ぺい率であり、**残り約1万9,000㎡の建築が可能**。(アイススケート場は5~6,000㎡を想定)

6 整備地の法令等の整理について

(2) 法令等の整理(相模原麻溝公園 スポーツ広場)

土地の整備に係る制限や法令等について確認

① 施設整備に国庫補助を活用の記録はない

- ・平成14年度に整備し、供用している。国庫等の補助を活用した記録は残っていない。

② 相模原ギオンスタジアムでのイベント実施時の施設活用

- ・相模原ギオンスタジアムにおいて、音楽イベントの実施時に、スポーツ広場を臨時の駐輪場として活用している。

③ 建築基準法等の建築的な制限

- ・市街化調整区域内だが、都市公園法に基づく公園施設としての建築物であれば建築が可能である。
- ・スポーツ広場には、現状建築物はないため、新規の建築計画が必要となるが、相模原ギオンスタジアムなど同一の接道の道路幅員(12m)があり、敷地面積の容積率や建ぺい率については、隣接する第4駐車場の敷地を建築敷地に活用することの調整・検討が必要となる。
- ・都市公園における法的要件についても、相模原麻溝公園の公園面積26万1,000㎡に対し、約1万1,000㎡が建築済み。現在、約5%の建ぺい率であり、残り約1万9,000㎡の建築が可能。(アイススケート場は5～6,000㎡を想定)

7 相模原麻溝公園内の整備地のまとめ（比較）

相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエアとスポーツ広場の比較

	相模原ギオンスポーツスクエア	スポーツ広場
施設の形状、広さ	○ (スポーツ広場と比べると面積が小さいが、新たなアイススケート場を整備するのに必要な面積は確保可能である)	○ (面積が大きく、正方形に近いため使い勝手は良い)
施設の位置	○ (相模原ギオンスタジアムと近接するが、大きな影響は特にない)	▲ (相模原ギオンスタジアムで音楽イベント実施時に臨時駐輪場として利用している)
利用者への影響	▲ (代替施設は必要であるが、スポーツ広場ほどの影響はない)	× (利用団体が多岐にわたっており、影響は大きい)
施設の代替性	○ (天然芝グラウンドは他に無いが、人工芝グラウンド等で代替は可能)	▲ (相模原ギオンスポーツスクエアでは、代替は難しく、他の整備されたグラウンドが少なく影響が大きい)
国庫等の充当	▲ (施設整備に国庫、県支出金及び起債を充当しており、処分制限期間内である)	○ なし
他施設への影響	▲ (ジョギングコースの改修が必要である)	○ なし
法的要件	○ (法的制限による影響は特にない)	▲ (スポーツ広場の敷地のみでは、建築敷地が不足する)
総事業費	▲ スポーツ広場と比べると多額となる (国庫等の返納、ジョギングコースの改修分)	○ 新たなアイススケート場本体の工事費に大きな影響はない

銀河アリーナを廃止し、新たにアイススケート場を整備するため、
現在の施設利用者への影響が少ないことが整備地の適地であることから、

審議事項② 相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエア を整備地とする。

8 相模原ギオンスポーツスクエアの代替施設について

(1) 代替施設の新設の必要性について

相模原ギオンスポーツスクエアが天然芝であることを考慮すると、代替は人工芝グラウンドの2か所が有力となるが、土日の利用がメインだった利用者を、この2か所のみで収容するにはキャパオーバーが予想されるため、既存利用者の利便性確保のため、他に代替となるグラウンドの確保が必須である。(天然芝は維持管理が難しいため人工芝での対応を想定)

※ギオンオンフィールドは、基本的にギオンスタジアムの「陸上競技」の付帯施設であり、土日は大会等もあるためサッカー、ラグビーの一般の練習場としての代替は困難



相模原スポーツ・レクリエーションパーク



横山公園

(2) 代替となる人工芝グラウンドの整備検討

◆候補地：淵野辺公園 銀河アリーナ跡地

- ①相模原麻溝公園から近い。
- ②アイススケート場の代替として理解が得やすい。
- ③淵野辺公園は運動公園の位置づけがある。
- ④市内にサッカーの人工芝グラウンドが少ない。
- ⑤都市公園法、国有地であることを踏まえた施設整備となるが、比較的課題が少ない。
(建物の設置が不要、市民利用のスポーツ施設
(公共施設・非営利) など)

◆課題：高校野球等大会開催時の駐車場確保 など

【各施設の利用状況】

	相模原ギオン スポーツスクエア	横山公園 人工芝グラウンド	相模原スポーツ・ レクリエーションパーク 人工芝グラウンド
住所	南区下溝4169	中央区横山5-11-50	中央区小山2679
利用可能種目	少年サッカー、少年ラグビー	サッカー、ラグビー	サッカー、ラグビー
面積	7,300㎡	13,800㎡	12,388㎡
利用時間	6:00~17:00	8:30~21:30	8:30~20:30
料金 2時間/コマ	4,100円	全面 12,200円~	全面 8,400円
可能コマ数(R6年度)	233	2,118	2,746
利用コマ数(R6年度)	215	1,304	2,012
利用率(全体)(R6年度)	92.3%	61.6%	73.3%
利用率(平日夜間)(R6年度)	-	90.1%	- (令和6年度は夜間利用なし)
利用率(土日祝)(R6年度)	92.3%	96.1%	91.0%
利用団体数(R6年度)	39団体	1,082団体	868団体
利用者数(R6年度)	13,591人	59,440人	44,740人

9 事業手法等の検討について

(1) 事業手法について

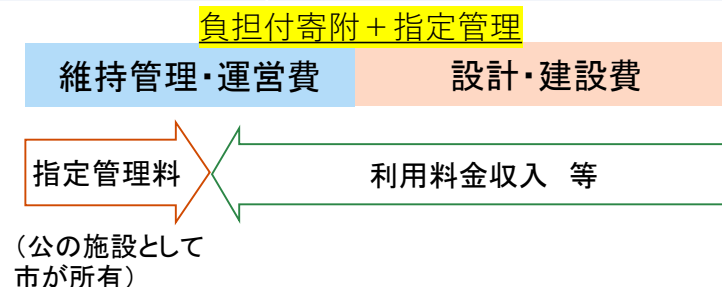
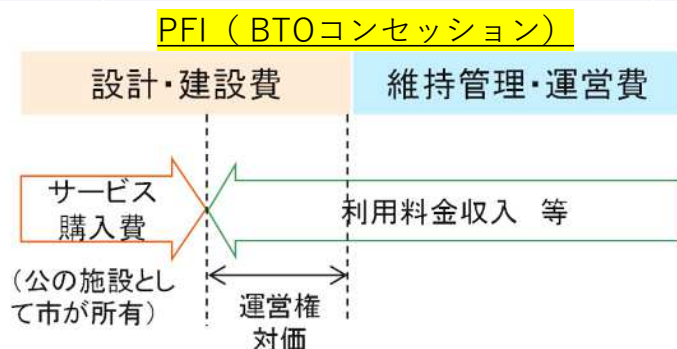
実現可能性等調査報告書を参考に、相模原麻溝公園相模原ギオンスポーツスクエアを整備地として、アドバイザリー業務委託により検討する。**施設建設費の公費負担が縮減できるよう、民間活力を最大限活用し、かつ、特定財源を活用するなど一般財源の支出を抑えられる手法を検討する。**

【アドバイザリー業務委託で検討する事項】

- ①サウンディング調査による事業者の動向 ②大規模事業評価など事業想定 ③事業手法や施設規模等 ④事業者公募要件 など

【参考】民間アイススケート場実現可能性等調査報告書(R7.4月)より

優先順位	検討手法	メリット	デメリット
検討案①	PFI方式 BTO+コンセッション	施設整備や運営方法について、要求水準の自由度が高い。 PFI法に基づくSPCが責任を負うため、構成団体の変更が可能。	法律に定められた手続きが必要なため、負担付寄附と比較し、期間を要する。
検討案②	負担付寄附+指定管理者	民間の提案の自由度が高く、建設コストを抑えられる可能性がある。	事業会社が倒産等で運営困難となった際に、市の責任で対応が必要。



(2) アドバイザリー業務委託料の予算要求について

予算額 5,000万円(契約期間(予定) 令和8年5月～令和10年10月)

9 事業手法等の検討について

(3) 施設規模等について

実現可能性等調査報告書を参考に、今後実施するアドバイザリー業務委託の中で、サウディング等を行い事業者の意向も踏まえ検討する。

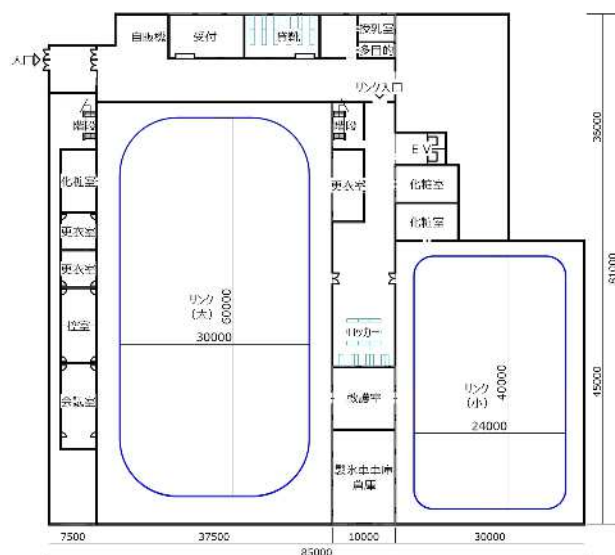
検討に当たっては、市民アンケート結果等を踏まえ民間活力を最大限活用するとともに、**本市のアイススケート文化の継承の実現を念頭に進める。**

【視点】

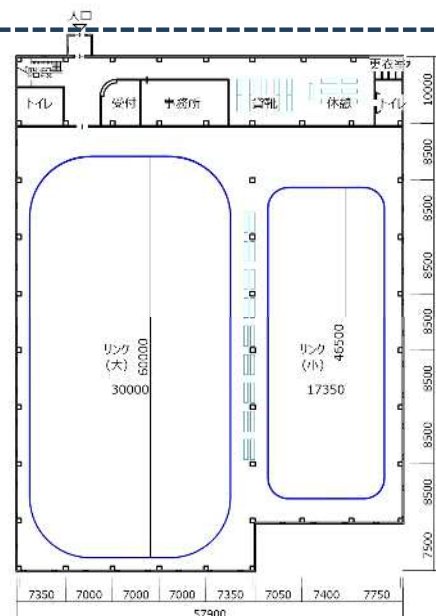
- ・市民の利用促進
- ・市立小学校等のスケート教室が実施しやすい配置、更衣室や会議室等の諸室の設置
- ・国際規格のメインリンク(30m×60m)とサブリンクを併設し、イベントや教室と自由滑走などを分けて運用するなど、安全性を確保するとともに自由度の高い運用ができるようにする。
- ・銀河アリーナでも利用の多い、ショートトラックスピードスケート及びアイスホッケーで試合や練習ができるよう、必要な設備を整えとともに設備等の保管室を設ける。

など

【参考】民間アイススケート場実現可能性等調査報告書(R7.4月)より



興行併用型スケートリンク（建築面積：約6,400㎡）



練習中心型スケートリンク（建築面積：約4,500㎡）

10 新たなアイススケート場の整備に関する方針（案）

本市が施設等を整備する際には、基本的に基本構想を策定し、その事業の必要性等を整理したものを公表しているが、当該事業については、行財政構造改革プランにより銀河アリーナを廃止することが決定する際に、民間アイススケート場を検討するなど、これまで公の施設の整備とは異なる検討を行ってきた。

昨年度実施した民間アイススケート場実現可能性等調査において実施した施設規模や事業想定、整備地などの調査報告書を踏まえ、民設民営のアイススケート場の整備を断念したところであるが、アイススケート場の必要性や本市のアイススケート文化の継承への取組みのため、公設民営のアイススケート場の検討を行ってきたところである。

公設民営のアイススケート場の検討に際しては、市民アンケート調査等において市民等のご意見を伺うとともに、市スポーツ協会をはじめとした整備候補地及びアイススケート場の利用団体等に新たなアイススケート場の整備地の考えを説明し影響等について確認したところである。

以上を踏まえ、

昨年度から実施している調査結果を踏まえ、別紙の新たなアイススケート場の整備に関する方針(案)を「基本構想」に代わるものとして策定する。

「これまで複数回のアンケート調査等を経て検討した結果として整備の方向性を取りまとめるものであること」、「施設整備の方向性や設置位置については関係団体等に意見を聞くことが有効・適切と判断されること」から、パブリックコメントは行わないこととするもの。

なお、「事業手法や施設規模等は今後検討を行うものであること」、「事業手法や施設規模等も含めた基本計画の策定を予定しており、その際にパブリックコメントを実施する予定である。」

1 1 新たなアイススケート場の整備について【審議事項】

令和7年5月の戦略会議において、民設民営のアイススケート場の整備は断念したが、改めて本市のアイススケート文化の継承の必要性について議論。本市のアイススケート場は、市内に代替となる施設が無いこと等から、実現可能性等調査の結果を踏まえ、民間活力を最大限活用する前提に「公設民営」の方向性について検討することとした。

検討を進めるにあたり、市民の意見を確認するため令和7年7月に市民アンケート調査等を実施した。新たなアイススケート場の整備に肯定的な意見が多数を占めた結果を受け整備地等の検討を開始。

整備地について検討の結果、他の候補地に比べ優位性が高い「相模原麻溝公園相模原ギオンスポーツスクエア」が適地であり、財産処分による国庫補助等の返納等について国等との協議を前提に整備地とする。サッカー、ラグビーを主とする新たな代替地として淵野辺公園の銀河アリーナ跡地に整備する検討を別途、進める。

事業手法や施設規模等については、「アドバイザー業務委託」において詳細の検討を行い、今後想定事業内容を固めていく。(施設整備費の概算:昨年度の調査時点では約32億円)

以上を踏まえ、

審議事項① 民間活力を最大限に活用することを前提とした新たなアイススケート場を整備する。

審議事項② 整備地は、「相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエア」とする。

12 今後のスケジュール等

項 目	R7.10~12	R8.1~3	R8.4~6	R8.7~9	R8.10~12	R9.1~3	R9.4~6	R9.7~9	R9.10~12
庁議(意思決定)	★ 新たなアイススケート場の整備の決定(基本方針)		スケジュール、文化継承に係る対応の方向性、事業規模等	★		★		事業手法の決定	★ 事業者の決定
市議会 議案上程					新たなアイススケート場の想定事業内容の決定(基本計画)			R9.9月議会 債務負担行為(整備事業費)	★ R10.3月議会 整備事業者
アドバイザー 業務委託			★ 契約時期						
基本計画の検討						★ 策定			~R10.10
事業手法等の検討									
大規模事業評価 (内部評価)									
募集要項等の検討									
公募選定									
候補事業者の決定									★ R10.1月 整備事業者決定
銀河アリーナ									

※ 調査の事業者ヒアリングでは契約から工事完了まで最大3.5年

【今後の課題】

銀河アリーナ廃止後、新たなアイススケート場を整備するまでの間のアイススケート文化の継承をどのように行っていくか。 **R8夏季を目途に想定スケジュールを固め、対応の方向性を示す。**

○開催日時：令和7年11月13日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：新たなアイススケート場の整備について

○担当課：市民局 スポーツ施設課

○出席者 ■：出席 □：欠席（代）：代理出席

（庁議構成員）

■市長 ■石井副市長 ■奈良副市長 ■大川副市長 ■細川教育長 ■市長公室長
■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長
■緑区長 ■中央区長 ■南区長

（担当課）

■市民局長 ■スポーツ・文化担当部長 ■スポーツ施設課長

（1）主な意見等

- （市長）スポーツスクエアとスポーツ広場に整備する場合、いつ頃完成予定であるか。
 - （市民局長）スポーツスクエアであれば令和13年度の供用開始を予定している。スポーツ広場はスポーツスクエアより利用団体数が4倍近く多いため、調整に時間がかかる。
- （市長）スポーツスクエアの利用団体にはヒアリングをしているようだが、スポーツ広場の利用団体からは意見を聴いていないのか。
 - （スポーツ施設課長）スポーツスクエアの方が、設置場所としての比較において優位性が高いため、スポーツスクエアの団体を中心に意見を伺っている。
 - （市長）スポーツスクエアへの整備の可能性があるため、スポーツ広場の利用者にはヒアリングをしていないということか。
 - （スポーツ施設課長）スポーツ広場の利用者はかなり多いため、スポーツ協会にご意見を伺っている。
 - （市長）スポーツ協会が施設を管理しているのか。
 - （スポーツ施設課長）指定管理者の代表がスポーツ協会である。
 - （市長）スポーツ協会の意見はどのようなものであったか。
 - （スポーツ・文化担当部長）利用状況を鑑みると、スポーツスクエアと比較してスポーツ広場に整備した場合の方が、影響が段違いに大きいという意見を伺った。
 - （市長）利用団体数は確かに多いが、スポーツ広場の利用率29.3%は高いといえるか。
 - （スポーツ・文化担当部長）市内全域のグラウンドの利用率は概ね30%程度である。例外として、人工芝グラウンドの利用率は高い。
 - （市長）人工芝は使用できる日数が少ないのか。
 - （スポーツ・文化担当部長）天然芝は養生が必要だが、人工芝はコンディションが保たれるので、使用できる日数は多くなる。
 - （市民局長）芝の良さもあるが、スポーツスクエアに関しては、面積が狭く、大人の試合で使用できる規格ではないため、スポーツ広場と比べて使い勝手が落ちるという意見もあった。
 - （市長）スポーツ広場の代替地はいくらでもある一方、天然芝であるスポーツスクエアの代替はないのではないかと思う。スポーツ広場の利用者の意見を聞かずに決めてしまうのはいかがなものか。スポーツ広場は182団体と多くの団体に使われているがスポーツ協会だけに意見を聞くのは、丁寧に欠ける進め方ではないか。
 - （スポーツ・文化担当部長）サッカーとラグビーは両方のグラウンドを使用しているので意見を聴いたが、ゲートボールやドッチボールなど土のグラウンドでしかできない競技について、長く続けてきた大会などを別の場所で開催することは受け入れられないのではないかという意見もスポーツ協会からは伺った。
 - （市長）スポーツ協会は団体に直接意見を聴いたのか。
 - （スポーツ施設課長）指定管理など日頃の業務の中で、把握しているものと思う。
 - （石井副市長）これからスポーツ広場の利用者団体に意見を聴くことも可能か。
 - （市民局長）スポーツ協会傘下の団体であり、意見を聴くことは可能である。
 - （市長）代替地は学校のグラウンドなど、土のグラウンドとしてはいくらでもあるのではないか。
 - （市民局長）一番大きいのは、駐車場の使い勝手の問題であると思う。沢山の人が来られる場所という点で麻溝公園にはメリットがあると思う。

- (市長)事業手法にPFI等が記載されているが、市内企業等が参加できる仕組みであるか。
 - (市民局長)市内事業者の育成も大事な視点であり、アドバイザー業務の中で検討していきたい。
- (市長)今回策定する新たなスケート場の整備に関する方針は、どのようなものか。
 - (市民局長)施設整備の際は基本構想を策定するのが一般的だが、それに代わるものとして、これまでの市民意見聴取の経過や議論等をまとめたものとして策定し、基本計画につなげたい考えである。
 - (市長)パブリックコメントを実施しないのはなぜか。
 - (政策部長)パブリックコメントの制度所管としては、要綱上、「整備する施設の基本計画の策定または改定」についてはパブリックコメントが必要となり、庁内的なマニュアルには基本計画は基本的な構想や計画整備の方針を策定する場合も対象とするとしている。事業課としては、「複数回のアンケート調査等を経て検討した結果であること」や「施設整備の方向性や設置位置については関係団体等に意見を聞くことが有効・適切と判断されること」等を理由にパブリックコメントを行わないとしているが、そのことの適否については議論が必要と考えている。
 - (市長公室長)整備場所の決定は重要な案件であり、基本的にはパブリックコメントを実施すべきと考える。ただし、今回の審議事項は、民間活力を最大限に活用した整備決定であること及び整備場所を決定することであるため、事務的な手続きであるパブリックコメントについては担当部局と再度調整したい。
- (市長)相模原麻溝公園内の整備地の比較について、各項目を詳細に説明いただきたい。
 - (市民局長)「施設の形状、広さ」については両方の整備場所で十分な広さがある。「施設の位置」については、両方とも隣接するが、スポーツ広場は音楽イベント実施時の臨時駐車場に利用している。
 - (市長)フェスは年間1回しかないため、これを評価に入れるのは適当ではないと考える。
 - (市民局長)利用者への影響については、利用団体数が多いか少ないかで評価している。「施設の代替性」は、天然芝グラウンドは他にないが、人工芝グラウンドでは代替が可能であり、今後銀河アリーナ跡地についても人工芝グラウンドを整備するための議論を進めていきたいと考えている。スポーツ広場は広さの問題でスポーツスクエアでは代替が困難であるということである。
 - (市長)銀河アリーナ跡地は人工芝グラウンドになるのか。
 - (市民局長)未決定事項ではあるが、人工芝グラウンドで整備する議論をこれからしていきたい。
 - (石井副市長)代替地の観点を外せば、評価は落ちるか。
 - (市民局長)人工芝グラウンドはあと2か所あるため、評価は変わらない。
 - (市長)天然芝は他にギオンスタジアムだけか。
 - (スポーツ・文化担当部長)ギオンフィールドは人工芝で、ギオンスタジアムの中だけ天然芝である。
 - (市長)人工芝は多いが、天然芝は少ないというイメージである。「スポーツスクエアでは代替は難しく他の整備されたグラウンドが少なく影響が大きい」というのはどういうことか。
 - (市民局長)野球やゲートボールなど、芝だと球の転がりが悪いなど、スポーツ広場でできる競技がスポーツスクエアでは代替がきかないということである。
 - (市長)代替については全市的に考えることであって、隣同士のスポーツスクエアとスポーツ広場で比較するのは視点として間違っている。
 - (市民局長)「国庫等の充当」については、スポーツスクエア及び隣接するジョギングコースの一部は国庫補助金を活用しているため、処分制限期間内であるため返還額が生じる。
 - (市長)「法的要件」はいずれの場所も問題ないか。
 - (市民局長)スポーツスクエアは公園と一体であるが、スポーツ広場は道路に囲まれており、敷地内で^{けんぺい}建蔽率等の基準を満たす必要があるという技術的な観点での違いがある。
 - (市長)スポーツ広場の方が、面積が広いが、敷地の関係で駐車場に影響が出ることか。駐車場は何台くらい止められるか。
 - (スポーツ文化担当部長)第4駐車場は454台止められる。
 - (奈良副市長)整備計画に駐車場を含め敷地面積を設定するだけであり、大きな影響はないと考える。
 - (市民局長)「総事業費」はスポーツスクエアに整備した場合の方が高くなる。
 - (市長)比較内容を聞くと、利用団体数以外は、どちらの場所も遜色がないと思える。やはり利用団体の皆様から丁寧に意見を聴いたほうがよいと思う。また麻溝公園は駐車場があって使いやすい面もあると思うが、競技によっては既に他の公園を使用して行っている例もあると思うため、代替施設が本当にないのかは疑問である。
 - (スポーツ文化担当部長)南区では整地が行き届いたグラウンドが少なく、市内全域で考えたときにも、スポーツ広場を大会に使用している団体は多い。スポーツ広場が使用できなくなることで、近隣のグラウンドが減ってしまうと支障が生じるケースも多いと考える。
 - (市長)従前から、区ごとに何があるといった考えではなく、市全体の財産として在り方を検討してきたはずである。南区になれば、中央区に行けばよいという考え方もできるのではないか。

- (石井副市長) それについては全市で考えるべきと思う。スポーツ広場については、利用団体の意見を聴くと反対する声もあがる可能性がある。
- (市長) スポーツ広場は利用団体も多く反対意見も挙がることも想定されるが、比較としてはもう少し客観的に行ったほうがよいという思いがある。
- (石井副市長) 利用者数には、競技者以外の保護者等も含まれるか。
- (スポーツ施設課長) 競技者や教室の受講者など、登録人数が基本である。
- (市長) 国庫等の充当について、影響額は試算しているか。
- (財政局長) 減価償却計算のルールに従って計算していただくことになる。起債については償還が終了しているか確認いただきたい。
- (スポーツ施設課長) 償還期間は基本的に10年間と伺っており、詳細は確認中であるが既に償還が終わっているか、もしくは工事着工までには終わる見込みである。
- (奈良副市長) スポーツスクエアの代替施設を用意することを、今回決定するかのような資料になっている。例えば、市役所前の体育館では、コマ数を変更して代替施設を設けないといった整理をした。スクラップアンドビルドで代替施設を整備しないなど様々な選択肢が考えられる中で、銀河アリーナ跡地に整備することまで今回決められるものなのか。
- (石井副市長) 同じく代替施設については、今回の審議事項ではないという認識をしている。
- (大川副市長) 審議事項①の新たなアイススケート場の整備に資する資料が少なく、整備地の議論がメインの資料という印象である。資料の説明上、整備地の検討を行った結果、整備を決定する順番になっているが本来、必要性が認められ整備を決定し、そのうえで整備地がどこかを決めるといった議論の流れが正しいものと感じる。また、麻溝公園内の整備位置についても、資料からスポーツスクエアの位置に整備するという結論を導くのは難しいように感じた。
- (大川副市長) スポーツスクエアは天然芝で特徴的な施設として整備された経緯があるのではないかと推察されるが、そのような施設を廃止することは問題がないのか。
- (スポーツ施設課長) 経緯は不明だが、主にスポーツスクエアを使用している団体には、必ずしも天然芝の施設にこだわるものではないと伺っている。
- (大川副市長) 銀河アリーナの跡地については、別途議論が必要であると考えするため、資料上の取扱いも再考いただきたい。また、アンケート結果の中には、「財政の優先順位をしっかりと考えてほしい」といった意見や「限られた人しか使わない施設」など否定的な意見も一定数あるが、その辺りも踏まえて検討を進めていただきたいことは意見として申し上げる。
- (教育長) 新たなアイススケート場の整備については、アンケート結果等においてもスケート文化という観点で非常に大きな教育的な価値を認めていただいていると受け止めている。今後の課題としてアイススケート文化の継承のために新たな施設の供用開始までに時間がかかることが挙げられており、この間に学習指導要領の改訂等もあるため、教育局とも連携しながら切れ目なく教育課程との連動を図っていくことが大事であると考えている。
- (財政局長) 個人的な体験では、芝のグラウンドで大会の決勝戦を迎えることは子どもながらステータスと感じていた。おそらく多くの子どもたちが芝のグラウンドにそうした価値を見出していると思う。
- (緑区長) 天然芝のグラウンドは安全面も利点があるため、なくしてしまうのはどうかと思う。
- (市長) 公設民営でのアイススケート場の整備については、今回承認というかたちでよいと考える。一方で、スポーツスクエアに整備することについては客観的な決め手に欠ける印象がある。天然芝は代替がないのではないのかという意見も多く出ていた。
- (石井副市長) 麻溝公園に整備地を絞り込むことについてはいかがか。
- (市長) それはよいと思う。
- (石井副市長) 審議事項①の新たなアイススケート場の整備については、麻溝公園を対象に絞り込んだ上で、整備を決定することとし、アイススケート場の位置については再度比較検討を行った上で、再度決定会議で検討し議論していただきたい。

(2) 結果

- 審議事項①：原案のとおり承認する。
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。
- 審議事項②：差し戻しとする。